

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年十二月二日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

広島県

二 事業の種類

東広島都市計画道路事業三・四・十一号上寺家下見線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 東広島市 西条西本町	八〇六番 五	田	宅地	六二六	一	一〇九・六四 （別添地積測量図 中（B）の部分）

四 土地所有者の氏名及び住所

坂本 忠暁

広島県東広島市西条西本町一五番二五号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

タイムズモビリティ株式会社 代表取締役 川上 紀文

東京都品川区西五反田二丁目二〇番四号
賃借権

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和三年十一月十六日

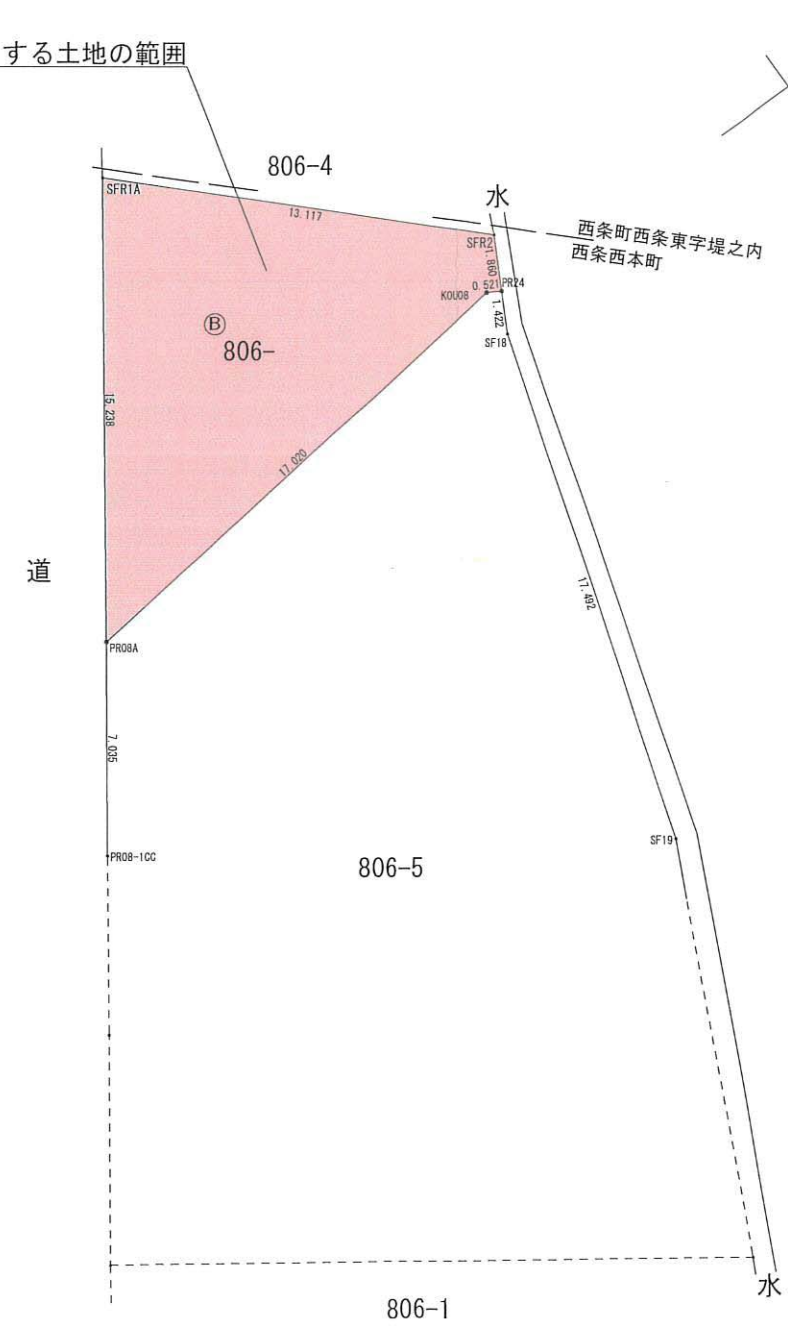
地番	806- 806-5
----	---------------

土地所在図
地積測量図

土地の所在	広島県東広島市西条西本町
-------	--------------

⑧				
地番	806-			
測点	標識	Xn	Yn	辺長
PR24		-174317.502	52015.658	1.860
SFR2		-174316.631	52014.015	13.117
SFR1A		-174326.034	52004.869	15.238
PRO8A		-174334.864	52017.288	17.020
KOU08		-174317.950	52015.392	0.521
	倍面積	219.292541		
	面積	109.6462705		
	地積	109.64 m ²		

収用しようとする土地の範囲



世界測地系
TKY2JGD par Ver2.1.1

作成者	(令和 年 月 日作成)	縮尺	1/	嘱託者		縮尺	1/250
-----	--------------	----	----	-----	--	----	-------